

浜田市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、浜田市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、浜田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議するものとする。

(組織等)

第3条 審議会は、10人以内の委員で組織する。

2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時の委員を置くことができる。

3 前2項の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) スポーツに関する学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項の委員の任期は、特別の事項の調査審議に要する間とする。

3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）後、最初に任命された委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

3 施行日後又は委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集するものとする。